



稲沢市社会福祉協議会
マスコットキャラクター「福ちゃん」

被災地での ボランティア活動を 応援します！

* 当事業には赤い羽根共同募金配分金の一部を活用しています。

被災地支援活動交通費等助成金

稲沢市社会福祉協議会では、被災地支援を目的に現地の災害ボランティアセンターで支援活動を行う市民に対して、現地までの移動に要する交通費や宿泊費の一部を助成します。

助成の上限額 **5,000円** ~ **50,000円** ^{最高}

* 活動期間に応じた上限額の範囲内で、対象経費の2分の1を助成します。(下表参照)

* 助成の対象となる期間は、活動に参加した日のみです。現地での滞在期間ではありませんのでご注意ください。

活動日数	助成金の額
1日間	上限 5,000円
2日間	上限15,000円
3~4日間	上限30,000円

活動日数	助成金の額
5~6日間	上限40,000円
7日間以上	上限50,000円

●対象者 (次に掲げる要件をすべて満たす方)

- ①18歳以上の稲沢市在住者。
- ②稲沢市社会福祉協議会ボランティアセンターにボランティア登録をしていること。
* 未登録のかたはボランティア保険加入の際にご登録ください。
- ③被災地の社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターの活動証明書を得られること。
* 被災地に行く前に、各自で必ず現地の災害ボランティアセンターのボランティア受け入れ情報等をご確認ください。
- ④被災地における災害ボランティア活動が実動1日以上であること。ただし、活動日数が1日のみの場合、対象要件の地域を稲沢市役所から活動先の市町村の庁舎所在地までの直線距離が片道100キロメートル以上離れた被災地とし、その地域で災害ボランティア活動を行う者。

※対象経費や申請方法などについては裏面をご覧ください。

Q1. 助成対象となる経費は？

(1)公共交通機関の運賃（現地までの移動に係る公共交通機関の往復交通費）

* 航空運賃のファースト・ビジネスクラス、新幹線等のグリーン車、フェリーの特等および1等船室の利用料金は対象外です。

(2)自動車の燃料代（給油および充電費用1回分／往復）

(3)高速道路利用料(往復) *ただし、申請による減免が受けられない場合に限りです。

(4)レンタカー代

(5)宿泊費

*ただし、1日あたりの上限は5千円。食事代は対象外。ボランティア用の臨時宿泊施設など領収書の出ない場合は、拠出した費用が分かる資料が必要です。

(6)参加料

(旅行代理店、ボランティア団体等が行うボランティア募集に応じた場合は、その募集要項等に記載された参加料)

Q2. 申請できる回数は？

同一年度において1人につき1回までです。

Q3. 申請に必要な書類は？

「被災地支援活動交通費等助成金交付申請書」に必要事項を記入し、下記添付書類とともに稲沢市社会福祉協議会に提出してください。 *申請書類等の様式は、本会窓口またはホームページで取得することができます。

(1)申請者の身分証明書の写し（例：運転免許証）

(2)被災地の社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターが発行したボランティア活動証明書の写し

* 証明書で活動日・活動日数が確認できることが必要です。

(3)領収書(原本)

* 領収書のない経費は助成対象になりません。なお、領収書は返却できませんので、提出前にコピーをお取りください。

* 内容や内訳が分かるものであればレシートでもかまいません。

(4)被災地までの行程が分かる書類

* 別紙「活動場所までの交通経路について」をご使用ください。

(5)助成事業に要する経費(交通費・宿泊費)および活動内容が分かる書類

* 別紙「活動経費および活動内容について」をご使用ください。

(6)旅行代理店、ボランティア団体等が発行した募集要項や活動説明資料等（参加形態に応じて必要、写し可）

Q4. 申請の期日は？

被災地におけるボランティア活動が終了した日から30日以内に申請を行ってください。

●助成を受けるまでの流れ

